

人権尊重の社会づくり啓発活動支援補助金 のご案内

人権尊重の社会づくりを目指し、様々な人権
啓発活動に取り組む団体を支援します！



公益社団法人鳥取県人権
文化センターキャラクター
「ふらっちょー」

交付申請期限：8/31（火）

事業実施期間
令和3年10月～令和4年2月

1 補助金の概要

区分	内容
補助対象事業	人権尊重の社会づくりを目的として行う人権啓発活動で、以下の（1）～（3）の条件をすべて満たすもの （1） 具体的な人権課題に対し、県民が正しい認識や理解を深めること又は法の下での平等や個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を学ぶことを目的したもの （※具体的な人権課題については裏面の別表参照） （2） 人権課題に関する演劇、演奏、映画等と講演若しくは対談を併せた形式又はシンポジウムの形式によるもの （3） 県民向けに広く参加者を募るもの
対象者	県内に活動の本拠を置く団体であり、本補助金による支援が過去2回以下の団体（※3回まで可）
補助対象経費	事業実施に必要な経費 （講師等の謝金及び旅費、会場使用料、印刷費（ポスター・チラシ）等）
補助率	1/2
補助限度額	10万円（※概ね10団体） ※予算額に達した時点で終了します。

2 応募方法

「鳥取県人権尊重の社会づくり啓発活動支援補助金」に基づく申請書、事業計画書、収支予算書等を人権・同和対策課に持参又は郵送のいずれかで提出してください。

補助金交付要綱及び様式のダウンロード

⇒ <http://www.pref.tottori.lg.jp/jinken>

※詳細は、補助金交付要綱をご覧ください。

【事務局】 鳥取県総務部人権局 人権・同和対策課
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
TEL：0857-26-7590 FAX：0857-26-8138
E-mail：jinken@pref.tottori.lg.jp

<別表>

鳥取県人権施策基本方針における分野別の人権課題	<ul style="list-style-type: none">• 同和問題• 男女共同参画に関する人権（女性・男性の人権）• 障がいのある人の人権• 子どもの人権• 高齢者の人権• 外国人の人権• 病気に関わる人の人権• 刑を終えて出所した人の人権• 犯罪被害者等の人権• 性的マイノリティの人権• 生活困難者の人権• インターネットにおける人権• ユニバーサルデザインの推進• 北朝鮮当局によって拉致された被害者等• 東日本大震災等の災害の被災者に関する人権• アイヌの人々• 個人情報の保護• 職場における人権問題• ひきこもり状態にある人の人権
-------------------------	--

※あくまで例示であり、これらに限定するものではありません。

※戦争に関連するものは、現在、直面する人権課題といえないため対象外となります。